空家等を所有されている方へ

●空家等は個人の財産で、適切に管理する責任があります。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家等特措法」）には、空家等の管理者、または所有者には、空家等適切に管理する「責務」があると定められています。屋根や外壁が落下、倒壊などして、他人に損害を与えたとき、空家の所有者が賠償責任を負う可能性があります。

●空家等を放置した場合、「特定空家等」と判断されるおそれがあります。

空家等を管理せず放置し、**特定空家等**と判断されたものは、空家等特措法第２２条に基づく、**助言または指導、勧告、命令、代執行**の行政措置が行われます。

※１．「勧告（管理不全空家等も含む）」が行われると固定資産税等の住宅用地特例適用が除外されます。

住宅用地特例とは、固定資産税は最大１／６まで減額されるというもので、勧告が行われた場合、この減額の適用がなくなります。

※２．「命令」に違反すると過料に処せられます。

命令に違反した者は、空家等特措法の規定に基づき、５０万円以下の過料に処せられます。

※３．「代執行」に要した費用は所有者が負担する必要があります。

代執行に要した費用は、行政代執行法に基づき、所有者（管理者）に請求されます。
また、費用の徴収については、国税滞納処分の例による強制徴収が認められています。

●尾鷲市空家バンク制度に登録しませんか？

空家等が老朽化し、適切な管理が行われていないと、修繕や補修にお金がかかってしまいます。現状を放置して事態が改善することはないため、将来を見据えて早めの対処をお願いします。本市の「空家バンク制度」に登録することで、尾鷲市に住みたいと考えている方に活用できる制度がありますので、ご検討をお願いします。

【空家バンクへのお問い合わせ】
名称：おわせ暮らしサポートセンター
住所：三重県尾鷲市朝日町１０－１９
TEL：0597-37-4010
FAX：0597-37-4013
時間：９：00～18：00（月曜火曜定休）

●空家等の適切な管理をしましょう。

尾鷲市では、空家対策における、各分野の専門家らで構成された「空き家ネットワークみえ」をご紹介しております。

空き家ネットワークみえの構成団体（８団体）

（公社）三重県宅地建物取引業協会、（一社）三重県建築士事務所協会、（一社）三重県建設業協会、（一社）三重県不動産鑑定士協会、三重県司法書士会、三重県土地家屋調査士会、東海税理士会三重県支部連合会、三重県行政書士会

受けられる相談内容について

◎相続：相続手続きに必要な書面等の作成
◎耐震：建物診断、耐震診断、インスペクション
◎取り壊し：建物、塀、車庫、庭木、門扉などの解体
◎売却：不動産の媒介、賃貸物件の管理
◎鑑定評価：不動産価格評価、地域事例
◎境界：測量、境界の確認、境界杭の設置
◎リフォーム：外壁、屋根、室内の修繕、リノベーション
◎税金：不動産を売買したときの税金、相続税、固定資産税
◎管理：空き家の管理（通常管理、緊急時の見回り）

【空家ネットワークみえ　相談窓口】
TEL：059-227-5018（三重県宅地建物取引業協会内）
受付時間：１０：00～12：00　13：00～１６：00（土日祝は除く）

●所有者等の自主的な適正管理をお願いします。

お気軽に下記までご相談ください。

尾鷲市空家等相談窓口
尾鷲市市民サービス課市民生活係
TEL　0597-23-8250
Eメール　koutu@city.owase.lg.jp